

独立行政法人家畜改良センター職員の勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する規程

13 独家セ第 6 号
平成 13 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別の規程等で定めるもののほか、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）に勤務する職員（常時勤務に服することを要しない職員（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく継続雇用制度により雇用された職員のうち独立行政法人家畜改良センター職員就業規則（13 規程第 5 号。以下「職員就業規則」という。）第 76 条に規定する継続雇用短時間勤務職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）の勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する事項について定めるものとする。

(理事長の責務等)

第 2 条 理事長は、勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する事務の実施に当たっては、業務の円滑な運営に配慮するとともに、職員の健康及び福祉を考慮することにより職員の適正な労働条件の確保に努めるものとする。

2 理事長は、この規程による権限の一部をセンター内の職員に委任することができる。

第 2 章 正規の勤務時間等

(1 週間の勤務時間)

第 3 条 職員の勤務時間は、1 週間当たり 38 時間 45 分を原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員にあつては当該各号に定める時間とする。

一 継続雇用短時間勤務職員にあつては、前項に定める職員の勤務時間の 2 分の 1 又は 1 週間当たり 20 時間を原則とし、15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内であらかじめ理事長が定める時間

二 職員就業規則第 65 条の 2 の規定により育児短時間勤務を行う職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）にあつては、同規則第 65 条の 2 第 1 項各号のいずれかに定める時間

(勤務時間の割振り)

第 4 条 理事長は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員にあつては当該各号に定める勤務時間を割り振るものとする。

一 継続雇用短時間勤務職員にあつては、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内

二 育児短時間勤務職員にあつては、職員就業規則第 65 条の 2 第 1 項各号に定める勤務形態のうち理事長に申し出した時間

3 第 1 項の規定にかかわらず、第 4 条の 2 に定める休日は、勤務時間を割り振らない日とする。

(休日)

第 4 条の 2 職員の休日は、次に掲げる日とする。ただし、継続雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員（以下「継続雇用短時間勤務職員等」という。）については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において、別に休日設けることができる。

- 一 土曜日及び日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）
 - 三 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（祝日法による休日を除く。）
 - 四 その他理事長が別に定める日
- 2 前項に規定する休日のうち、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 35 条に規定する休日（以下「法定休日」という。）は、日曜日とする。

（特別の勤務形態による勤務時間の割振り）

- 第 5 条 理事長は、業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、勤務時間の割振り及び休日を別に定めることができる。
- 2 理事長は、前項の規定により勤務時間の割振り及び休日を定める場合には、別に定めるところにより、4 週間ごとの期間につき平均して第 3 条及び第 4 条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振り、及び当該期間につき第 4 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する日にあつては 8 日（継続雇用短時間勤務職員等にあつては、8 日以上）、同項第 2 号から第 3 号に規定する日にあつてはその日数分の休日を設けるものとする。ただし、業務の特殊性により、4 週間ごとの期間につき第 3 条及び第 4 条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振り、又は当該期間につき第 4 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する日にあつては 8 日（継続雇用短時間勤務職員等にあつては、8 日以上）、同項第 2 号から第 3 号に規定する日にあつてはその日数分の休日を設けることが困難である職員について、5 2 週間を超えない期間につき平均して第 3 条及び第 4 条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振り、及び当該期間につき 1 週間当たり 1 日以上割合で休日を設ける場合には、この限りでない。
- 3 前 2 項の規定により勤務時間の割振り及び休日を定める場合には、勤務日が引き続き 10 日を超えないようにするものとする。
- 4 第 2 項の規定により設ける休日のうち法定休日は、月の最初の休日から、その月の日曜日の日数分までの休日とする。
- 5 特別の勤務形態による勤務時間の割振りの手続きに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（4 週間単位の変形労働時間制勤務による勤務時間等の割振り）

- 第 5 条の 2 理事長は、職員就業規則第 45 条の 2 の規定により 4 週間単位の変形労働時間制勤務によって勤務する必要のある職員については、第 4 条及び第 7 条の規定にかかわらず、休日、勤務時間の割振り、休憩時間及び始業時刻並びに終業時刻（以下この条において「勤務時間等」という。）を別に定めることができる。
- 2 理事長は、前項の規定により勤務時間等を定める場合には、当該勤務を行う職員を原則として 2 グループに分けるとともに、4 週間ごとの期間につき平均して第 3 条に規定する勤務時間となるように下欄に掲げる勤務時間等を割り振るものとする。

	勤務時間／日	始業時刻	終業時刻	休憩時間
通常勤務日	7 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時～13 時まで
夜間勤務日①	1 5 時間 30 分	8 時 30 分	3 時 30 分	①12 時～13 時まで ②17 時 15 分～19 時まで ③0 時～0 時 45 分まで
夜間勤務日②	1 5 時間 30 分	13 時 00 分	7 時 00 分	①17 時 15 分～19 時まで ②3 時～3 時 45 分まで

- 3 前項の規定により夜間勤務日を割り振る場合は、夜間勤務明けの日については休日とは別に勤務時間を割り振らない日とする。
- 4 第 2 項に規定する職員の休日は、前条の規定により割り振るものとする。
- 5 第 2 項の規定による 4 週間単位の勤務時間等を割り振る起算日は、第 1 グループについては平成 21 年 11 月 7 日、第 2 グループについては平成 21 年 11 月 14 日とする。

- 6 第 2 項から前項までの規定による勤務時間等の割振りに当たっては、4 週間単位の変形労働時間制勤務の対象となる期間の前日までに勤務割表を作成し、当該勤務を行う職員に周知するものとする。

(休日の振替等)

- 第 6 条 理事長は、職員に休日（第 4 条の 2、第 5 条又は第 5 条の 2 の規定により休日とされた日をいう。以下同じ。）において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日（第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 5 条又は第 5 条の 2 の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この条において同じ。）のうち、当該勤務を命ずる必要がある日の属する週（週の起算日は別に定める。以下この条において同じ。）内にある勤務日（第 5 条の 2 第 2 項に規定する夜間勤務日を割り振られた場合にあつては、原則として、同条第 5 項に規定する当該職員の 4 週間単位の変形労働時間制勤務の対象となる期間内の 7 時間 45 分勤務の 2 勤務日。）を休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「休日の振替」という。）ができる。
- 2 理事長は、職員が、前項の規定により休日の振替が行われた場合において、業務上必要があると認めて、当該変更して休日とされた日に勤務を命じられ、勤務したとき、又は職員が、前項の規定により休日の振替が困難なときは、当該変更して休日とされた日に代わる日として、同項に規定する最初に勤務を命じられた休日から起算して 8 週間以内の勤務日を代休（勤務を要しない日又は時間。以下同じ。）とするよう努めなければならない。
- 3 理事長は職員が、休日において、時間単位で特に勤務することを命じられ、勤務した場合には、当該休日に勤務を命じられた時間に代わる時間として、当該勤務を命じられた休日から起算して 8 週間以内の勤務日の勤務時間のうち、4 時間単位で代休とするよう努めなければならない。
- 4 休日の振替等の手続きに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(休憩時間)

- 第 7 条 職員の休憩時間は、60 分とする。ただし、第 18 条第 1 号から第 3 号に規定する職員又は理事長が別に定める職員にあつては、休憩時間を 45 分とすることができる。
- 2 理事長は、業務のため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず休憩時間の時刻を変更することができる。ただし、休憩時間は勤務時間の途中に置くものとする。
- 3 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

第 8 条 削除

(通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務)

- 第 9 条 第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条、第 5 条の 2 又は第 6 条の規定により勤務時間が割り振られた日に通常の勤務場所を離れる勤務について、勤務時間を算定し難いときは、通常の勤務時間を勤務したものとみなす。

第 3 章 時間外勤務

(時間外勤務)

- 第 10 条 理事長は、第 3 条、第 4 条第 1 項及び同条第 2 項、第 5 条、第 5 条の 2 並びに第 6 条の規定による勤務時間以外の時間において、労基法第 36 条の規定に基づき、職員に勤務を命ずることができる。
- 2 理事長は、災害その他避けることのできない事由のため緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において、職員に前項に規定する勤務以外の勤務を命ずることができる。

第 4 章 削除

第 1 1 条 削除

第 1 2 条 削除

第 5 章 休暇

(休暇の種類)

第 1 3 条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(年次休暇)

第 1 4 条 職員（継続雇用短時間勤務職員等及び基準日（1 月 1 日）に育児短時間勤務を申し出ている職員を除く。）の年次休暇は、一の年ごとに 20 日とし、基準日に付与する。ただし、当該年の中途において新たに職員となった者（第 5 項に定める者を除く。）については、別表第 1 の左欄の在職期間に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数を新たに職員となった日に付与する。

2 継続雇用短時間勤務職員の年次休暇は、一の年ごとに次の各号に掲げる継続雇用短時間勤務職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、定年退職後に引き続き継続雇用短時間勤務職員となった者の年次休暇については、当該職員が継続雇用前に有していた日数とする。

一 斉一型短時間勤務職員（継続雇用短時間勤務職員のうち、1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員をいう。以下同じ。）20 日に 1 週間の勤務日数を 5 日で除して得た数を乗じた日数。

二 不斉一型短時間勤務職員（継続雇用短時間勤務職員のうち、1 週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員をいう。以下同じ。）155 時間に第 3 条の規定に基づき定められた当該職員の 1 週間当たりの勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7 時間 45 分を 1 日として日に換算して得た日数（1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）又は別表第 4 の下欄に掲げる 1 年間の所定労働日数（第 4 条により勤務時間を割り振られた日の日数）の区分ごとに定める日数のうちのいずれか多い日数。

三 斉一型短時間勤務職員又は不斉一型短時間勤務職員のうち、1 週間の所定労働時間が 29 時間以上又は 1 週間の所定労働日数が 5 日以上若しくは 1 年間の所定労働日数が 217 日以上勤務する職員 その者の当該年の在職期間に応じ、別表第 1 の日数欄に掲げる日数

3 育児短時間勤務職員（次項に規定する育児短時間勤務職員を除く。）の年次休暇については前項の規定を準用する。

4 基準日に育児短時間勤務を申し出ている職員及び当該年の中途に育児短時間勤務の終了を予定している職員の年次休暇は、当該年における通常の勤務の在職期間に応じ別表第 1 の日数欄に掲げる日数と育児短時間勤務の在職期間に応じ、別表第 2 又は別表第 3 の下欄に掲げる 1 週間の勤務日の日数又は 1 週間当たりの勤務時間の区分ごとに定める日数に、前年における年次休暇の残日数（20 日を限度とする。）を加えた日数とする。ただし、基準日の翌日以降、特別の事情により育児短時間勤務を繰り上げて終了する職員にあっては、基準日において育児短時間勤務の終了が予定されていたものとみなし、その場合に相当する日数とする。

5 国家公務員、地方公務員、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務がセンターの事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち理事長が別に定めるものの職員（常時勤務に服することを要しない職員を除く。以下「国家公務員等」という。）であった者であって引き続き職員となった者その他理事長が別に定める者の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 20 日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇の残日数（当該日数が 20 日を超える場合にあっては、20 日）を加えた日数（継続雇用短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮して別に定める日数）

- 二 当該年の中途において新たに国家公務員等となり引き続き職員となった者 国家公務員等となった日において職員となったものとみなして第 1 項ただし書の規定を適用した場合に得られる日数（継続雇用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮して別に定める日数）
- 6 年次休暇は、一の年における年次休暇の 20 日を超えない範囲内の残日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 7 職員は、年次休暇については、あらかじめ休暇簿に所要の事項を記入して、理事長に請求しなければならない。この場合において、理事長は、業務の正常な運営に支障がある場合は、他の時季にこれを変更することができる。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、休暇簿上にその事由を付して、事後において提出することができる。

（病気休暇）

- 第 15 条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。
- 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他の理事長が別に定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して 90 日を超えることはできない。
- 一 第 8 項の規定を適用する場合
- 二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 1 項第 2 号に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病（労働者災害補償保険法施行規則（昭和 39 年労働省令第 22 号）第 18 条の 4 に規定する疾病に限る。）にかかった場合
- 三 人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）第 23 条の規定により同規則別表第 4 に規定する生活規正の面 B の指導区分の決定に準じた決定又は同表の規定する生活規正の面 B への指導区分の変更に準じた変更を受け、同規則第 24 条第 1 項の事後措置に準じた事後措置を受けた場合
- 3 前項ただし書、次項及び第 5 項の規定の適用については、連続する 8 日以上（当該期間における休日等以外の日の日数が少ない場合として理事長が別に定める場合にあつては、その日数を考慮して理事長が別に定める期間）の特定病気休暇を使用した職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1 回の勤務に割り振られた勤務時間（1 回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に職員就業規則第 65 条の 3 第 1 項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない時間その他の理事長が別に定める時間（以下この項において「育児時間等」という。）がある場合にあつては、1 回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児時間等以外の勤務時間）のすべてを勤務した日の日数（第 5 項において「実勤務日数」という。）が 20 日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。
- 4 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して 90 日に達した場合において、90 日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第 2 項ただし書の規定にかかわらず、当該 90 日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して 90 日を超えることはできない。
- 5 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して 90 日に達した場合において、90 日に達した日の翌日から実勤務日数が 20 日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病の

ため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第 2 項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して 90 日を超えることはできない。

- 6 療養期間中の休日、代休の日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第 2 項ただし書及び第 3 項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 7 第 2 項ただし書及び第 3 項から前項までの規定は、職員就業規則第 6 条第 2 項に規定する臨時的職員及び同規則第 9 条第 1 項に規定する試用期間中の職員には適用しない。
- 8 理事長は、生理日の就業が著しく困難な女性職員が第 1 項の休暇を請求した場合には、その者を生理日に勤務させないものとする。
- 9 病気休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に所要の事項を記入して理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、休暇簿上にその事由を付して、事後において承認を求めることができる。
- 10 理事長は病気休暇の請求について、第 1 項に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合においては、この限りでない。
- 11 理事長は、病気休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(特別休暇)

第 16 条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

- 一 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 二 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合でその勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 三 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 四 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合でその勤務しないことが相当であると認められるとき 一暦年において 5 暦日の範囲内の期間
 - ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
 - イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって理事長が別に定めるものにおける活動
 - ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- 五 職員が結婚する場合で結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の 5 日前から当該結婚の日後 1 月を経過する日までの間に連続する 5 暦日の範囲内の期間
- 六 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- 七 女性職員が出産した場合出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間（産後 6 週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

- 八 生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は 1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- 九 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの間に 2 日（継続雇用短時間勤務職員等にあっては、15 時間 30 分）の範囲内の期間
- 十 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は中学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における 5 日（継続雇用短時間勤務職員等にあっては、38 時間 45 分に第 3 条第 2 項の規定に基づき定められたその者の 1 週間当たりの勤務時間（当該勤務時間に 1 時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間
- 十一 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要な世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一暦年において 5 日（中学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
- 十二 次に掲げる者（イ及びウに掲げる者にあっては、職員と同居しているものとする。）で、負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上的の傷害により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。以下同じ）の介護その他の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一暦年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
- ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母
- イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- ウ 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる次の者
- (1) 父母の配偶者
 - (2) 配偶者の父母の配偶者
 - (3) 子の配偶者
 - (4) 配偶者の子
- 十三 次に掲げる職員の親族が死亡した場合で職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間とし、暦日によるものとする。
- ア 配偶者又は父母 7 日
- イ 子 5 日
- ウ 祖父母 3 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
- エ 孫 1 日
- オ 兄弟姉妹 3 日
- カ おじ又はおば 1 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
- キ 父母の配偶者又は配偶者の父母 3 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7 日）
- ク 子の配偶者又は配偶者の子 1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5 日）
- ケ 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）

- コ おじ又はおばの配偶者 1 日
- 十四 職員が父母追悼のため特別な行事（父母の死亡後 15 年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 日の範囲内の期間
- 十五 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の 7 月から 9 月までの期間内における、休日及び代休の日を除いて、原則として連続する 3 日の範囲内の期間
- 十六 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7 日の範囲内の期間
- ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。
- 十七 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- 十八 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- 2 特別休暇（前項第 6 号、第 7 号、第 11 号及び第 12 号の特別休暇を除く。第 5 項において同じ。）の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に所要の事項を記入して理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、休暇簿上にその事由を付して、事後において承認を求めることができる。
- 3 第 1 項第 6 号、第 11 号及び第 12 号の申出は、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に対し行わなければならない。
- 4 第 1 項第 7 号に掲げる場合に該当することとなった女性職員は、その旨を速やかに理事長に届け出るものとする。
- 5 理事長は、特別休暇の請求について、第 1 項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができる場合とは認められる場合には、この限りでない。
- 6 理事長は、特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

（休暇簿）

第 17 条 休暇簿に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 6 章 早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限

（早出遅出勤務）

- 第 18 条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当するものとして請求した場合には、業務の運営に支障があると認める場合を除き、理事長が別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。）をさせるものとする。
- 一 中学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するため必要である場合
- 二 要介護者のある職員が当該要介護者を介護するため必要である場合
- 三 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める大学の夜間課程及びこれに準ずる課程等に修学する又は修学している場合
- 四 夏の生活スタイル変革（平成 27 年 3 月 27 日基発 0327 第 34 号）に基づく「朝方勤務」を行う場合

（育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等）

第 19 条 職員は、別に定める早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ前条の規定による請求を行うものとする。

- 2 理事長は、前条の規定による請求があった場合においては、業務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知するものとする。当該通知後において、業務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、理事長は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知するものとする。
- 3 理事長は、前条の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第 19 条の 2 第 18 条第 1 号の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- 一 当該請求に係る子が死亡した場合
 - 二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - 三 前 2 号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第 18 条に規定する職員に該当しなくなった場合
 - 四 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- 2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第 18 条第 1 号の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 3 前 2 項の場合において、職員は、遅滞なく、第 1 項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。
 - 4 前条第 3 項の規定は、前項の届出について準用する。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限）

第 20 条 理事長は、中学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして理事長が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務（以下「深夜勤務」という。）をさせないものとする。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第 21 条 職員は、深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間（6 月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の 1 月前までに前条の規定による請求を行うものとする。

- 2 前条の規定による請求があった場合においては、理事長は、業務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、業務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、理事長は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知するものとする。
- 3 第 19 条第 3 項の規定は、前条の規定による請求について準用する。

第 21 条の 2 第 20 条の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- 一 当該請求に係る子が死亡した場合
- 二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
- 三 前 2 号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第 20 条に規定する職員に該当しなくなっ

た場合

四 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

- 2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第 20 条の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 3 前 2 項の場合において、職員は遅滞なく、第 1 項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。
- 4 第 19 条第 3 項の規定は、前項の届出について準用する。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第 22 条 理事長は、3 歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務（第 10 条第 2 項に規定する勤務を除く。以下同じ。）をさせないものとする。

第 22 条の 2 理事長は、中学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1 月について 24 時間、1 年について 150 時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせないものとする。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

- 第 23 条 職員は、時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1 年又は 1 年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに第 22 条又は前条の規定による請求を行わなければならない。この場合において、第 22 条の規定による請求に係る期間と前条の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。
- 2 第 22 条又は前条の規定による請求があった場合においては、理事長は、第 22 条又は前条に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知するものとする。
 - 3 理事長は、第 22 条又は前条の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して 1 週間を経過する日（以下「1 週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、第 22 条又は前条に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から 1 週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。
 - 4 理事長は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知するものとする。
 - 5 第 19 条第 4 項の規定は、第 22 条又は前条の規定による請求について準用する。

第 23 条の 2 第 22 条又は同条の 2 の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- 一 当該請求に係る子が死亡した場合
- 二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
- 三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

2 時間外勤務制限開始日から起算して第 22 条又は同条の 2 の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

- 一 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合

- 二 当該請求に係る子が第 22 条の規定による請求にあつては 3 歳に、同条の 2 の規定による請求にあつては中学校就学の始期に達した場合
- 3 前 2 項の場合において、職員は遅滞なく、第 1 項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。
- 4 第 19 条第 3 項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)

第 24 条 第 19 条及び同条の 2 (同条第 1 項第 3 号及び第 4 号を除く。) の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第 19 条の 2 第 1 項中「第 1 号」とあるのは「第 2 号」と、同項第 1 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第 25 条 第 20 条から第 21 条の 2 まで (同条第 1 項第 3 号及び第 4 号を除く。) の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第 20 条中「中学校就学の始期に達するまでの子のある職員 (職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜 (午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。) において常態として当該子を養育することができるものとして理事長が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。) が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜 (午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。) における」と、第 21 条の 2 第 1 項第 1 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第 26 条 第 22 条の 2 から第 23 条の 2 まで (同条第 1 項第 3 号を除く。) の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第 22 条の 2 中「中学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第 23 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項中「第 22 条又は前条の」とあるのは「前条の」と、同条第 1 項中「ならない。この場合において、第 22 条の規定による請求に係る期間と前条の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。」とあるのは「ならない」と、同条第 2 項及び第 3 項中「第 22 条又は前条に」とあるのは「同条に」と、第 23 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「第 22 条又は同条の 2」とあるのは「第 22 条の 2」と、同条の 2 第 1 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第 3 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第 2 項中「次の各号」とあるのは「前項第 1 号又は第 2 号」と、「これら」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

(修学する職員の早出遅出勤務の請求手続等)

第 27 条 第 19 条及び同条の 2 (同条第 1 項第 3 号及び第 4 号を除く。) の規定は、修学する又は修学している職員について準用する。この場合において、第 19 条の 2 第 1 項中「第 1 号」とあるのは「第 3 号」と、同項第 1 号中「子が死亡した」とあるのは「修学をしないこととなった」と、同項第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「修学時刻等の変更により早出遅出勤務を要しないこととなった又は修学が修了した」と、読み替えるものとする。

(朝方勤務をする職員の早出遅出勤務の請求手続等)

第 27 条の 2 第 19 条 (同条第 3 項を除く。) 及び同条の 2 (同条第 1 項第 2 号から第 4 号及び第 4 項を除く。) の規定は、朝方勤務をする又は朝方勤務をしている職員について準用する。この場

合において、第 19 条の 2 第 1 項中「第 1 号」とあるのは「第 4 号」と、同項第 1 号中「子が死亡した」とあるのは「朝方勤務をしないこととなった」と、第 2 項中「前項各号」とあるのは「前項」と、「第 1 号」とあるのは「第 4 号」と、第 3 項中「第 1 項各号」とあるのは「第 1 項第 1 号」と読み替えるものとする。

(育児短時間勤務職員の時間外勤務の制限)

第 28 条 理事長は、育児短時間勤務職員に対し、業務のため臨時又は緊急の必要があり、当該職員に命じなければ業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合を除き、第 10 条第 1 項に規定する時間外勤務をさせないものとする。

第 7 章 妊産婦である女性職員に対する措置

(妊産婦である女性職員の深夜勤務等の制限)

第 29 条 理事長は、妊娠中の女性職員及び産後 1 年を経過しない女性職員（以下「妊産婦である女性職員」という。）が請求した場合には、深夜勤務又は正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせないものとする。

(妊産婦である女性職員の健康診査及び保健指導)

第 30 条 理事長は、妊産婦である女性職員が請求した場合には、その者が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことを承認するものとする。

2 前項の健康診査及び保健指導のため勤務しないことを承認する時間は、妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ 1 日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間とする。

(妊産婦である女性職員の業務軽減等)

第 31 条 理事長は、妊産婦である女性職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせるものとする。

2 理事長は、妊娠中の女性職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。

(妊娠中の女性職員の通勤緩和)

第 32 条 理事長は、妊娠中の女性職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、理事長が別に定める時間、勤務しないことを承認するものとする。

第 8 章 就業禁止等

(就業禁止)

第 33 条 理事長は、法令又は他の規程等の定めに基づき、やむを得ないと認める場合には、職員に業務に就くことを禁止することができる。

(職務専念義務の免除)

第 34 条 理事長は、法令又は他の規程等の定めに基づき、この規程に定めるもののほか、職務に専念する義務を免除することができる。

第9章 雑則

(勤務時間の割振り等の規定についての別段の定め)

第35条 理事長は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、この規程の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、休日、勤務時間の割振り、休日の振替等、休憩時間又は代休の指定について別段の定めをすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 理事長は、平成14年3月31日までの間、小学校就学の始期に達するまでの子を養育し、又は要介護状態にある家族を介護する労基法第133条に規定する特定労働者に該当する女性職員が申し出た場合、当該職員の時間外勤務は、4週間について36時間、1年間について、150時間を超えない範囲とする。ただし、部課等の業務の遂行を指揮命令する職制上の地位にある女性職員については適用しない。
- 3 センターの設立の前日において国の職員であった者が引き続きセンターの職員(以下「引継職員」という。)となった場合において、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)(以下「勤務時間法」という。)第6条第3項又は第7条の規定に基づき、勤務時間の割振りがなされていた職員については、センターの設立の前日まで過不足なく同法第6条第1項に掲げる勤務時間を勤務したものとみなす。
- 4 引継職員となった場合におけるセンター設立の年における年次休暇の算定については、第14条第1項第3号を準用する。
- 5 引継職員となった場合において、センターの設立の前日までに受けていた設立の日以後に係る病気休暇、特別休暇、介護休暇及び育児部分休業に相当する休暇又は休業は、この規程に基づく理事長の承認があったものとみなす。
- 6 経過措置等に関しこの附則に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

第1条 この規程は、平成14年4月1日から施行する。ただし、改正後の職員勤務時間規程の規定のうち第20条、第22条の2から第24条、第26条及び第27条の規定は、平成14年1月1日から施行する。

第2条 改正後の職員勤務時間規程第24条(同規程第27条の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この規程の施行の日以後にする請求から適用し、同日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお従前の例による。

(経過措置)

第3条 改正後の職員勤務時間規程第17条第2項の規定は、改正前の職員勤務時間規程第17条第5項の規定により介護休暇の承認を受けた職員でこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過しているもの(当該介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間にある職員に限る。)についても適用する。この場合において、改正後の職員勤務時間規程第17条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「平成14年4月1日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

- 2 改正前の職員勤務時間規程第17条第5項の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過していない職員の介護休暇の期間については、改正後の職員勤務時間規程第17条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 1 この規程による改正後の勤務時間規程（以下「改正後の勤務時間規程」という。）第 16 条第 1 項第 9 号の「妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの間」に施行日がある職員で、施行日前の当該期間にこの規程による改正前の勤務時間規程第 16 条第 1 項第 9 号の休暇を使用したものについては、当該使用した 1 暦日につき 1 日（再任用短時間勤務職員（改正後の勤務時間規程第 1 条に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）にあつては、8 時間）の休暇を使用したものとみなす。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の勤務時間規程（以下「改正後の勤務時間規程」という。）第 16 条第 1 項第 9 号の「妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの間」に施行日がある職員で、施行日前の当該期間にこの規程による改正前の勤務時間規程第 16 条第 1 項第 9 号の休暇を使用したものについては、当該使用した 1 暦日につき 1 日（再任用短時間勤務職員（改正後の勤務時間規程第 1 条に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）にあつては、8 時間）の休暇を使用したものとみなす。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

なお、この規程による改正後の勤務時間規程第 6 条の規程は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条、第 8 条、第 34 条の改正部分は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の勤務時間規程第 28 条の規定により深夜勤務等を制限されている職員、同規程第 29 条の規定により勤務しないことを承認されている職員、同規程第 30 条の規定により業務軽減等の措置を講じられている職員又は勤務しないことを承認されている職員、同規程第 31 条の規定により勤務しないことを承認されている職員、同規程第 32 条の規定により就業を禁止されている職員及び同規程第 33 条の規定により職務専念義務を免除されている職員については、施行日に、改正後の勤務時間規程第 29 条から第 34 条までの規定による承認等があったものとみなす。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行し、改正後の勤務時間規程第 15 条の規定は、施行日以後に使用した病気休暇について適用する。

ただし、施行日前から引き続いて病気休暇を取得している場合は、当該病気休暇の開始の日から施行日の前日までの期間を改正後の病気休暇の期間として取り扱う。

附 則

1 この規程は、平成 23 年 4 月 14 日から施行する。

(東日本大震災に対処するための特例)

2 平成 24 年 12 月 31 日までの間、東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における第 16 条第 1 項第 4 号の規定の適用については、同号中「5 暦日」とあるのは「5 暦日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあつては、7 暦日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と読み替えて取り扱う。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。